

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令要綱

第一 借換えの対象となる長期借入金又は債券等（第一条関係）

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が行うことができる借換への対象となる長期借入金又は債券は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券とすること。

第二 長期借入金又は債券の償還期間（第二条関係）

長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の用途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならないこととすること。

第三 長期借入金の借入れの認可（第三条関係）

長期借入金の借入れの認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定めること。

第四 センター債券（第四条）第十三条関係）

センター債券の形式、発行の方法その他センター債券に関し必要な事項を定めること。

第五 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 センターが国から承継する権利及び義務並びにその承継の時期を定めること。 (附則第二条及び第三条関係)

三 センターが国の有する権利及び義務を承継した際、政府からセンターに出資があつたものとされる財産及び出資の時期を定めること。 (附則第四条及び第五条関係)

四 センターに出資があつたものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること。 (附則第六条関係)

五 国がセンターに無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に関し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。 (附則第七条関係)

六 関係法令の適用について所要の経過措置等を定めること。